

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁組織犯罪対策部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
殿

警察庁丁組一発第195号
令和6年4月3日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
組織犯罪対策第一課長

漁業協同組合等からの暴力団排除の推進について（通達）

漁業協同組合及び漁業協同組合連合会（以下「漁業協同組合等」という。）からの暴力団排除については、「漁業協同組合等からの暴力団排除の推進について」（令和4年3月28日付け警察庁丁暴発第142号。以下「旧通達」という。）により推進しているところであるが、今般、水産庁においては、漁業協同組合等からの暴力団排除の更なる推進のため、漁業協同組合模範定款例（以下「模範定款例」という。）を改正し、令和6年4月1日より運用を開始していることから、各都道府県警察にあつては、都道府県との緊密な連携の下、下記のとおり運用し、漁業協同組合等からの暴力団排除の推進に努められたい。

また、本件に関しては、水産庁から「漁業協同組合からの暴力団員等排除への対応について」（令和6年4月1日付け5水漁第1582号水産庁長官通知）及び「模範定款例」が発出されているので、参考とされたい。

なお、本通達の発出に伴い、旧通達は廃止する。

記

第1 漁業協同組合等の役員等の暴力団排除

1 排除対象者

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「法」という。）第34条の4第1項第5号）

2 行政庁からの意見聴取及び警察からの意見陳述

- (1) 行政庁は、漁業協同組合等の役員又は清算人（以下「役員等」という。）が暴力団員等に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、行政庁が主務大臣（農林水産大臣）である場合には警察庁長官、都道府県知事である場合には警視總監又は道府県警察本部長（以下「警察庁長官等」という。）の意見を聴くことができる。（法第127条の5）
- (2) 警察庁長官等は、漁業協同組合等の役員等が暴力団員等に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため、行政庁が当該漁業協同組合等に対して適当な措置をとることが必要であると認めるときは、行政庁に対し、その旨の意見を述べることがで

きる。（法第127条の6）

3 意見聴取及び意見陳述の要領

(1) 法第127条の5に基づく意見聴取及び意見陳述

行政庁からの意見聴取は、漁業協同組合等の役員等が暴力団員等に該当する疑いがあると認められる場合に、警察庁長官等に対して別紙1の文書により行われる。

意見を求められた警察庁長官等は、所要の調査を行い、概ね30日以内に別紙2又は別紙3の文書により意見陳述を行うものとする。

(2) 法第127条の6に基づく意見陳述

適当な措置をとることを求める意見陳述は、当該意見に係る漁業協同組合等の主たる事務所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長から都道府県知事に対し、別紙4の文書により行う。

行政庁が主務大臣（農林水産大臣）である漁業協同組合等については、警察庁長官から主務大臣（農林水産大臣）に対して意見を述べることとなるので、漁業協同組合等の役員等が暴力団員等に該当すると疑うに足りる情報を入手した都道府県警察は、警察庁（当課）に当該情報を提供すること。

4 運用上の留意事項

(1) 行政庁からの通知

行政庁からの意見聴取に対する意見陳述及び行政庁に対して適当な措置をとることを求める意見陳述に基づく行政庁の措置結果については、当該意見陳述を受けた行政庁から、意見陳述を行った警察庁長官等に通知される。

(2) 積極的な意見陳述

各都道府県警察は、事件検挙等各種警察活動を通じて得た情報を精査、分析し、本規定の積極的活用による暴力団排除の推進に努めること。

第2 漁業協同組合の組合員からの暴力団排除

平成28年7月19日、水産庁においては、漁業協同組合の組合員からの暴力団排除を一層推進させるため、組合員たる資格を有する者が暴力団員等又は暴力団員等がその事業を支配する者である場合には、法第24条の組合加入拒否理由に該当するものと整理した上で、それらの者の漁業協同組合への加入を禁止する旨の規定を追加する模範定款例の一部改正が行われたものであるが、この度、水産庁は、更に模範定款例の一部改正し、暴力団員と密接な関係を有する者の加入を禁止する旨の規定を追加することとした。

1 排除対象者

(1) 暴力団員等

(2) 暴力団員等がその事業を支配する者（以下「事業支配者」という。）

(3) 暴力団員と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）

2 情報提供の要領

- (1) 漁業協同組合から行政庁に対し、当該漁業協同組合の組合員又は組合に加入しようとする者（以下「組合員等」という。）が暴力団員等、事業支配者又は密接関係者である疑いがあるとして警察に対する意見照会の要請等が行われ、当該行政庁において調査をした結果、当該組合員等がそれらに該当する疑いがあると認めるときは、当該行政庁から警察に対し、該当性に関する情報提供依頼がなされるので、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」（令和6年2月26日付け警察庁丙組組一発第26号）に基づき、情報提供の必要性等について個別に判断し、適切に対応すること。
- (2) 行政庁からの情報提供依頼及び行政庁への情報提供の要領については、前記第1の3「意見聴取及び意見陳述の要領」に準じ、行政庁から警察庁長官等に対する情報提供依頼は別紙5の文書により、警察庁長官等からの情報提供は別紙6又は別紙7の文書により行うものとする。

3 運用上の留意事項

- (1) 属性要件による排除・除名は、平成28年7月の模範定款例一部改正後（密接関係者にあつては、令和6年4月の模範定款例一部改正後）に漁業協同組合への新規加入を希望する者が排除対象者に該当する場合、及び改正後に組合に加入した者が後にそれらに該当する者と判明した場合に可能であり、同改正前から漁業協同組合に加入していた組合員に関しては、行為要件（組合の事業を妨げる行為をした場合）に該当する場合に限り除名が可能であることに注意すること。
- (2) 組合員の除名については当該漁業協同組合の総会による決議を要するが、法第122条、第123条及び第124条を根拠として、行政庁が当該漁業協同組合に対して改善命令等を行うことにより、排除の実効性が担保されることとなる。
- (3) 各都道府県警察において、現に暴力団員等、事業支配者又は密接関係者により漁業協同組合の事業活動が妨げられているなどの情報を入手した場合や、漁業協同組合から直接その旨の相談がなされた場合には、本規定の積極的な活用に努めるほか、行政庁と連携の上、対応要領等についての的確な助言、指導を行うとともに、必要に応じて検挙、行政命令の発出、関係者の保護対策など、適切な措置を講ずること。

別紙は省略